

## 学校感染症の出席停止期間について

学校は、集団生活をしているので感染症が流行しやすい場です。感染を最小限に押さえるためにも、学校において予防すべき感染症にかかった場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止扱い」となります。かかりつけの医師から感染の心配がなくなったと判断された場合は、医療機関から「登校許可証」をいただき学校へ提出してくださるようお願いいたします。

### <学校感染症>

	病名	登校停止期間	
1	インフルエンザ(様疾患)	学校	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
		幼稚園・保育園	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
2	百日せき	特有の「せき」が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
3	麻疹	解熱後3日、せき・発しんが軽快するまで	
4	風しん	発しんが消退するまで	
5	水とう・帯状疱疹	全発しんが痂皮化するまで	
6	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
7	咽頭結膜熱	発熱、咽頭および結膜の発赤消失後2日を経過するまで	
8	流行性角結膜炎	目の充血、異物感が消失するまで	
9	急性出血性結膜炎	目の充血、異物感が消失するまで	
10	溶連菌感染症	主要症状が消失するまで、または抗菌治療薬を開始して24時間を経過するまで	

資料提供：川崎市医師会

平成24年4月1日

- ※ 登校許可証をいただくのに、500円程度の文書料がかかりますのでご了承ください。
- ※ 手足口病、伝染性斑紅(りんご病)などで、医師から「登校許可証書」が発行された場合は出席停止になります。